

佐伯市公共建築物等における市産木材の利用の促進に関する基本方針

第1 趣旨

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、公共建築物等における市産木材の利用の促進の意義、公共建築物等における市産木材の利用の促進のための施策に関する基本事項、佐伯市が整備する公共建築物等における市産木材の利用の目標、その他公共建築物における市産木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。なお、本基本方針における市産木材とは、佐伯市内の森林から産出された原木を製材した木材とする。

第2 公共建築物等における市産木材の利用の促進の意義

佐伯市が、公共建築物等において率先して市産木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関して市民の理解を深める。

1 市産木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、市による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、市民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において市産木材の利用を進めることで、市産木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における市産木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての市産木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

市産木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第3 公共建築物等における市産木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 市産木材の利用を推進すべき公共建築物等

市産木材の利用を推進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、積極的に市産木材の利用に努める。

- (1) 佐伯市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) その他、公共の用に供する工作物等
- (3) 物品、消耗品

2 佐伯市の取り組み

佐伯市は積極的に公共建築物等における木材利用に努めるとともに、民間団体

その他の関係者の協力も得つつ、市産木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を積極的に図るものとする。

- (1) 市産木材供給の確保
- (2) 木材の特性やその利用の促進の意義についての市民理解の醸成

3 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者、林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、本基本方針を踏まえ、佐伯市が実施する施策に協力するとともに、次に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。

- (1) 公共建築物等における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、積極的に木材を利用するよう努める（建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者）。
- (2) 佐伯市や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める（林業事業者、木材加工業者その他の関係者）。
- (3) 市産木材の安定的な供給体制の構築及び品質の向上に努める（林業事業者、木材加工業者その他の関係者）。

第4 佐伯市が整備する公共建築物等における市産木材の利用の目標

佐伯市は、法令の規定等により木材が使用できない場合、構造、耐久性など技術的に木材の使用が困難である場合、その他相当な理由により木材の使用が適当でない場合を除き、以下に掲げる目標により市産木材の利用を積極的に図るものとする。

- 1 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下の施設は、市産木材を使った木造化に努める。また、木造化が困難な場合においては、内装等に積極的に市産木材を使った木質化を図る。
- 2 調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、市産木材を使った物品を積極的に利用する。
- 3 市産木材の利用に対する市民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する施設においても市産木材の積極的な利用を推進する。

第5 公共建築物の整備の用に供する市産材の適切な供給の確保に関する基本的な事項

公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の公共建築物における利用に適した木材及び合法性等が証明された木材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、森林組合、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備に取り組む必要がある。

市は、これら木材の生産に携わる関係者の取組みを促進するため、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を積極的に図るものとする。

第6 その他公共建築物等における市産木材の利用の促進に関し必要な事項

佐伯市は、公共建築物等における木材の利用の促進にあたっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立を積極的に図るものとする。

また公共建築物等における市産木材を利用した部署は3月末までに林業課に報告し、農林課は取りまとめ4月末までに公表する。

附 則

この基本方針は、平成24年4月1日から施行する。